

今すぐ確認!

自転車の乗り方

4月から自転車の乗り方を間違えると反則金が?

一定の反則行為をした16歳以上の自転車の運転者に対して、自動車やバイクと同様に「青切符」による反則(違反)告知を行い、定められた反則金の納付を通告する交通反則通告制度が4月から始まります。

反則金の対象となる反則行為って?

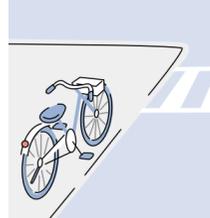
反則行為は全部で110種類以上あります。ここでは反則行為の一部と反則金をご紹介します。

携帯電話使用等(保持)



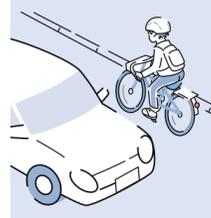
反則金 12,000円
運転中にスマートフォンなどを手に保持して通話したり、画面を注視した場合

駐停車違反



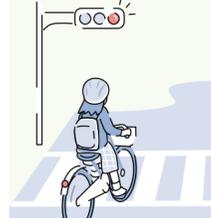
反則金 6,000円
自転車の駐車や停車が禁止されている場所に駐車した場合

通行区分違反



反則金 6,000円
道路の右側を通行した場合

信号無視



反則金 6,000円
信号を無視して交差点を通過した場合

指定場所一時不停止等



反則金 5,000円
一時停止標識などを無視して、交差点を通過した場合

自転車制動装置不良



反則金 5,000円
ブレーキがない自転車やブレーキが故障した自転車を運転した場合

公安委員会遵守事項違反



反則金 5,000円
イヤホンを使用しながら運転、傘を差しながら運転した場合など

無灯火



反則金 5,000円
夜間などにライトを点灯せず運転した場合

並進禁止違反



反則金 3,000円
道路を並走した場合

軽車両乗車積載制限違反



反則金 3,000円
二人乗りをした場合(小学校入学前の幼児を幼児用座席に乗せて運転する場合などを除く)など

*酒酔い運転や酒気帯び運転はより悪質な交通違反として、従来どおり、刑事手続きによる処理(赤切符)の対象となります。交通ルールを守り自転車の安全利用に努めましょう!

反則行為で検挙されたら

- 警察は、違反者に反則行為となる事実などが記載された「青切符」と「納付書」を交付します。
- 違反者は取り締まり(告知)を受けた翌日から原則7日以内に、銀行や郵便局の窓口で「納付書」を持参して反則金を仮納付します。
- 違反者が納付期限までに、反則金を納付しない場合、刑事手続きに移行します。
- 重大な違反(飲酒運転など)は従来どおり赤切符の対象となり刑事罰が科されます。
- 検挙された場合、速やかに反則金を納付し、交通ルールを確認して、今後の運転を見直しましょう!



自転車を安全に乗るために

▶原則として車道の左側を通行

自転車は自動車と同じ「車両」の一種です。歩道ではなく、車道の左側を通行するのが原則です。**歩道を通りできる場合**

- 道路標識・道路標示で歩道を通りできるとされているとき。
 - 13歳未満の方や70歳以上の方、身体の不自由な方が普通自転車を運転しているとき。
 - 車道または交通の状況(著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど)などにより自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通りすることがやむを得ないと認められるとき。
- *自転車では歩道を走行する際は、車道寄りの部分を徐行し、歩行者の妨げになる場合は一時停止しなければなりません。

▶交差点では一時停止と信号を守って、安全確認

交差点は事故が多い場所です。信号や一時停止標識を必ず守り、安全確認を徹底しましょう。

信号について

車道を走行中は対面する車両用信号機(三灯式)に従って通行します。ただし、車道走行中でも、歩行者用信号機(二灯式)に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合は歩行者用信号機に従って通行します。また、車道を走行している場合でも、右折する際には二段階右折する必要があります。歩道を走行中は歩行者用信号機(二灯式)に従います。

▶暗いときはライトを点灯

夜間や暗い場所ではライトを点灯し、自分の存在を周囲に知らせることが重要です。無灯火は違反行為であり、事故の原因になります。

▶飲酒運転は禁止

自転車も自動車やバイクなどと同じく飲酒運転は法律で禁止されています。

▶ヘルメットを着用

事故から頭部を守るためにヘルメットを着用しましょう。

着用しない危険性

自転車事故で死亡した人の約5割が、頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメット着用の場合と比較して、未着用の場合の死亡・重傷者の割合は、約1.7倍高くなっています。(警察庁HP「頭部の保護が重要です~自転車用ヘルメットと頭部保護帽~」)

高校生年代へのヘルメット購入を補助します

自転車乗車中の交通事故の死傷者数で、高校生年代が占める割合が非常に高くなっていることから、市では、高校生年代を対象に、自転車ヘルメットの購入費を一部補助します。

事故から命を守るために、自転車に乗るときはヘルメットを着用し、頭部をしっかり保護しましょう。

対象者 申請時点(3月中申請の場合は、4月1日時点)で市内に住民登録がある4月1日時点で15~17歳の方

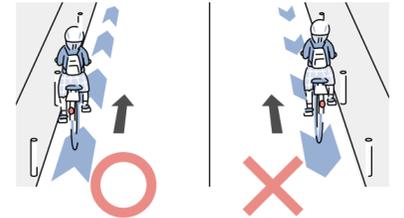
補助対象 安全基準(SGマーク、JCFマークなど)を満たす2,000円以上の新品の自転車ヘルメット

補助額 2,000円。協力店で利用できるクーポンを発行します。

*協力店は、[千葉市 自転車ヘルメット 補助](#)

申請方法 3月24日(火)~来年2月12日(金)に、【右記コード】から電子申請で。申請書(市ホームページに掲載)に必要な事項を記入して、〒260-8722千葉市役所地域安全課へ郵送も可。予算額に達し次第申請受け付け終了。

備考 クーポンの利用前に交通安全啓発動画【右記コード】を視聴してください。クーポンの利用期限は来年2月28日(日)まで。



「普通自転車歩道通行可」の道路標識・道路標示

